中城村こども医療費助成制度

こども医療費助成制度とは、0歳から中学校卒業までの
お子さんの医療費を助成する制度のことです。

医療費無料

対象条件

＊中城村内に住所があり、各種健康保険に加入しているこども（中学卒業まで）
＊所得制限なし
※生活保護やその他医療費の公的助成を受けているこどもは対象になりません。

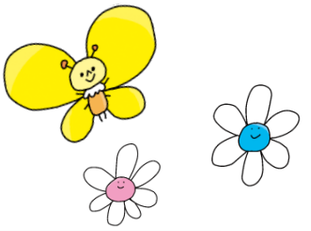

対象期間

対 象 年 齢	助　成　内　容
0歳～ 中学校卒業まで （3/31）	入院も通院も **医療費無料！**

手続き方法

受給資格者証の交付に必要なもの
- 子どもの保険証
- 印鑑（認印可）
- 保護者の通帳
- 申請者及び配偶者の個人番号を確認する書類（個人番号ｶｰﾄﾞ、通知ｶｰﾄﾞ、番号記載の住民票の写し）
  ※窓口に来る方の身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポートなど）
  上記以外の場合（健康保険証、年金手帳など2点）

その他

＊助成金額は保険診療による医療費の一部負担額です。（保険適用外、食事代を除いた分）
＊高額医療費、家族療養附加金等として給付される分を除いて助成します。その申請の時は
給付が行われた証明書のコピーが必要となります。（支払決定通知書、領収書等）
【ご自身で申請する必要があるかなど、各加入保険へ問い合わせてください。】
＊住所・氏名・保険証・振込先等に変更がある方は、必ず変更申請をおこなってください。

支給方法

1. 窓口無料方式
   保険医療機関等での保険医療による自己負担分を窓口で支払うことなく、無料で医療を受けられます。
2. 自動償還方式
   支給方法は口座振込みになります。
3. 償還払い方式
   中城村役場健康保険課窓口にて支給申請手続きを行った後、口座振込みになります。
   ※詳しくは裏面③をご確認ください。

※2，3の方式の場合、振込通知はありませんので、
通帳で確認をお願いします。

問い合わせ先
中城村役場 健康保険課
TEL:895-2131（内線254）

（H31.2.8）

中城村こども医療費助成の方法

①現物給付

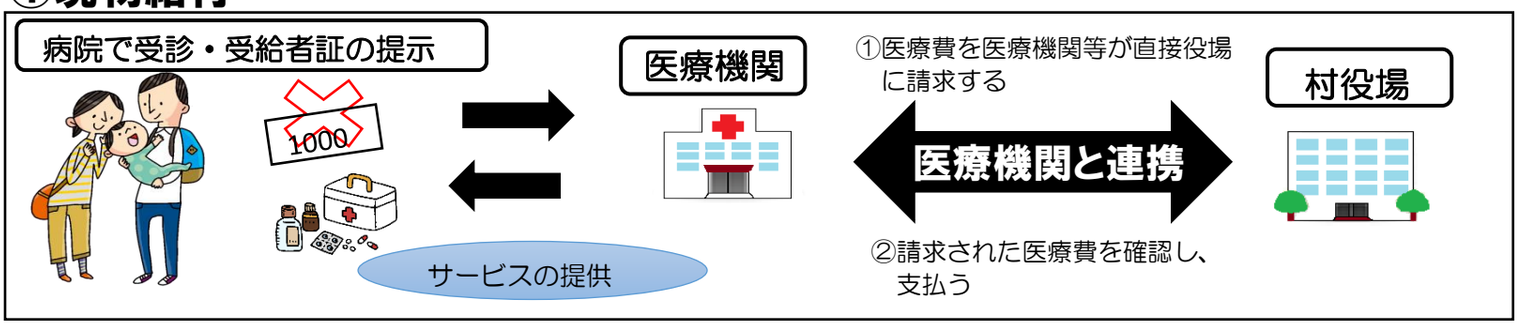

※県内の各医療機関での受診の際に、窓口にて健康保険証とこども医療費受給者証を提示して下さい。毎回の提示が原則となり、保険医療による自己負担分を窓口で支払うことなく、無料で医療を受けられます。（窓口無料化に対応している医療機関等について、沖縄県のホームページで公開しています。）

②自動償還

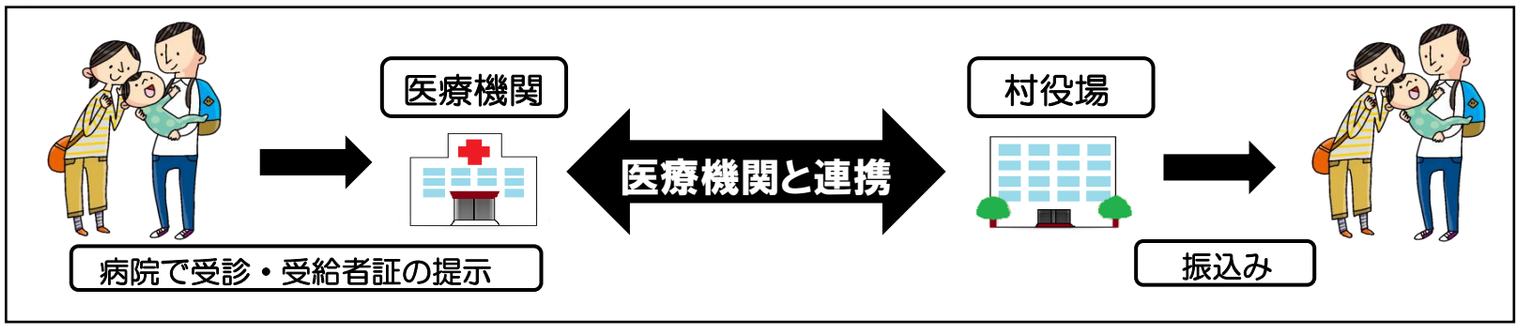

※県内の各医療機関での受診の際に、窓口にて健康保険証とこども医療費受給者証を提示して下さい。毎回の提示が原則となり、医療費の自己負担分を全額支払うと診療月の翌々月の末日に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれます。　また、受給者証を忘れたり、現物給付、自動償還に対応していない医療機関の場合は、下記の申請をしてください。

③償還払い

申請の際に必要なもの

- 医療機関の領収書　※診療を受けた翌月から１年以内のもの
  （H30年10月診療分より、診療を受けた翌月から2年以内のもの）
- 受給資格者証（ピンク色のカード）　・印鑑（認印可）

*領収書は受診者名・診療日・保険点数・自己負担額・発行者の印が明記されているものに限ります。

*領収書がない場合は、医療機関の証明書が必要です。

*健診及び予防接種などの保険適用外はこども医療費助成に該当しません。

*医師の指示により補装具を作成した場合は、上記「申請の際に必要なもの」に加えて、医師の意見書、保険者負担金額が分かる決定通知書が必要です。

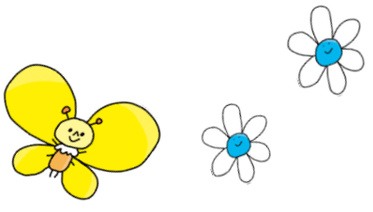

その他

〇領収書が必要な方は、各自でコピーをとってください。
　こども医療費助成済印を押しますので、両方（原本・コピー）とも持参してください。
〇小児慢性特定疾患、養育医療、育成医療などで受診した
　領収書を申請する際には、各受給者証を持参して
　ください。

（H31.2.8）

問い合わせ先
中城村役場 健康保険課
℡:895-2131（内線254）